**●ブログ「古田史学の継承のために」議論の記録３**

2017年8月20日 (日)

**□　「中皇命」とは誰か（上城さん）**

　　　　　「中皇命」とは誰か

　　　　　　　　　　　 　上城　誠

（一）

　『古代史の十字路　万葉批判』と『壬申大乱』の二つの著書により、古田武彦は『万葉集』を文芸書としてではなく「同時代の歴史資料」として扱う方法を、私たちに示してくれました。

　古田による「画期的万葉論」が世に問われてから、すでに十数年が過ぎていますが、古田の意図したものが、「古代学」「万葉学」の現在に寄与しているように感じられないのは残念でなりません。

　私は、氏の両著と「九州王朝説」に導かれある仮説に到りました。それを率直に記し、読者諸兄の御教示をまちたいと思います。

（二）

　私たち「九州王朝」説にたつものにとって、古田が『壬申大乱』において論証したもの

　『日本書紀』「持統紀」に記された、持統三年（六八九）から、持統十一年（六九七）に及ぶ計三十一回を数える「吉野行幸」。　それは、「九州王朝の第一権力者（天子）」の「肥前吉町への軍事視察等の行幸」を、「三十四年移動させたもの」であり、その本来の時間帯は「白村江の戦（六六三）」の直前の時期までに実行されたものである。

　その論述は、十二分にうなずけるものです。

さて、そこから新らしい地平が開いていきます。

　『万葉集』に注目しましょう。

「九州王朝」の「第一権力者」の行動が「持統紀」に盗用され、それに連動するように、

柿本人麻呂の「万葉歌」も移動されています

　「吉野讃歌」と呼ばれている三六番から三九番までの歌群がそれです。

　　吉野宮に幸せる時に、柿本朝臣人麻呂

　　が作る歌

　　　　　　三六番

　やすみしし　我が大君の　聞こし食す

　天の下に　国はしも　さはにあれども

　　　　　（後略）

　　　　　　三八番

　やすみしし　我が大君　神ながら

　神さびせすと　吉野川　激つ河内に

　高殿を　高知りまして

　　　　　（後略）

　さて、ここで私たちは、「九州王朝」いいかえれば「倭国」の第一権力者は　「やすみしし　我が大君」と呼称されていた、と理解するしかないのです。

「九州王朝」＝「倭国」には「やすみしし我が大君」は唯一人なのです。

「日本国」成立以前の近畿に居たのは「大王」であって「やすみしし我が大君」とは呼ばれないのです。

　「やすみしし　わが大君」の政事の場

それこそ

　「朝庭」なのです。

『万葉集』に

　　　柿本朝臣人麻呂が筑紫国に下る時

　　　海路にして作る歌二首

とあり、そのうちの一首、三〇四番

　大君の　遠の朝庭と　あり通ふ

　島門を見れば　神代し思ほゆ

古田が論じたように、筑紫に「朝庭」があり近畿の大王は、そこに仕えていたことを証明する一首です。（『人麻呂の運命』ミネルヴァ書房）

　そこに、新たな事例を加えます。

『日本書記』「推古紀」二十年春正月の二首の応答歌です。

　　二十年の春正月の辛巳の朔の丁亥に、

　　置酒して群卿に宴す。是の日に、大臣、

　　寿上りて歌して曰さく、

　　　やすみしし、我が大君の　隠ります

　　　天の八十蔭　出で立たす

　　　みそらを見れば　万代に

　　　かくしもがも

　　　千代にも　かくしもがも

　　　畏みて　仕へ奉らむ

　　　拝みて　仕えまつらむ

　　　歌づきまつる

　　　　　（訳）

　国土の隅々まで、おさめていらっしゃいま

　す私たちの大君　そのおこもりになられる

　広大な宮殿。

　また、外にお出ましになり　大空を見上げ

　ていらっしゃる御姿をみますと、千代も万

　代も、このように立派であってほしいと願

はずにはいられません。

　私たちは、かしこみ、あがめて、お仕え申

し上げましょう。

　この祝歌を献上いたします。

とまをす、天皇、和へて曰く、

　　　真蘇我よ　蘇我の子らは

　　　馬ならば　日向の駒

　　　太刀ならば　呉の真刀

　　　うべしかも　蘇我の子らを

　　　大君の　使はすらしき

　　　　　（意訳）

　真蘇我よ、蘇我一族の人々は、馬でたとえ

　るなら日向の良い馬。大刀で表すなら、

　呉の利ぎすまされた剣だ。よく理解できる

　し、当然だ。近畿の大王が、あなたを使者

　としてよこしたのは。

　さて問題なのは、ここからです。

従来、この「真蘇我よ～」と歌いはじめる天皇の歌の解釈が、私の意訳と大きく違うの

です。

　それは、こうです。

　　　　　　（従来の読解）

　真蘇我よ、蘇我一族の人々は、馬でいえば

　日向の良馬、大刀でいえば、呉の利刀だ。

　もっともなことだ。蘇我一族の人々を、大

　君（私）がお使いになるのは。

　　（小学館『日本書紀』第二巻、新編日本　古典文学全集、校註・訳　小島憲之、直木孝次郎等）

　この読解の問題点を示します。

　「やすみしし我が大君」と

　「蘇我の子らを　大君のつかわすらしき」

この二つの「大君」を同一人物「近畿の天皇」としたことにあります。

その読解の理由を次のように述べています。

　　使ハスのスは敬語。作者天皇の自敬表現

　　この歌は本来御製ではなく、例えば宮廷

　　歌人によって作られたもので、このよう

　　に優秀な蘇我氏を用いる天皇の偉大さを

　　賛美した歌とみることもできる。

　　しかし、内容は蘇我氏を評価した歌とす

　　ると、このスは自敬表現とみるのが自然

　　である。

　　　（前掲書五六六頁注五）

　このような読解になるのは、当然すぎるほど当然です。近畿天皇家一元主義ですから、他の読解の余地は最初からないのです。

　「自敬表現」とは『「自敬表現」の歴史的研究』西田直敏（一九九五年和泉書院）によれば　ここに「自己表現」というのは、話手（第一人称者）が自分の動作や自分に関するも

のごとを尊敬語によって表現し、聞手や第三者の第一人称者（話手）に対する行為を謙譲語によって表現する言語表現である。たとえば（用例略）

　　つまり、話手が自分自身を聞手、第三者よりも上位に位置づけた形の敬語表現が「自敬表現」である。

と述べられています。他の先行研究者、たとえば、橋本四郎「奈良時代の国語」一九八〇年明治書院『国語学研究辞典』収載論文も同様の見解です。

　ここでは「自敬表現」そのものは認めたうえで、今論じている「真蘇我よ～」の歌が

先行研究者の示している「自敬表現」の条件をみたしているかどうかを確かめてみます。

　　『万葉集』巻一、一番歌　抜粋

　　　吾こそいませ　（吾巳曽座）

　　『万葉集』巻六　九七三番歌

　　　天皇、酒を節度使の郷等に賜示

　　　御歌一首

　　食す国の　遠の朝廷に　汝等が

　　かくまかりなば　平けく　　我は遊ばむ

　　手抱きて　我はいまさむ

　　天皇朕　珍の御手もち

　　かき撫でそ　ねぎたまふ

　　うち撫でそ　ねぎたまふ

　　帰り来む日に　相飲まむ酒そ

　　この豊御酒は

　　『万葉集』巻八、一六三八番歌

　　　天皇御製歌一首

　　あおによし　奈良の山なる　里木もち

　　造れる室は　座せど飽かぬかも

　　『古事記』　八俣の大蛇退治の段

　　速須佐之男命、其の老夫に詔ひしく、

　　「是の、汝が女は、吾に奉らむや」

　　とのりたまひき。

　　「吾は、天照大御神のいろせぞ。

　故、今天より降り座しぬ」と申しき。

以上、ほんの一部ですが傍点部が「自敬表現」です。

「真蘇我よ～」の歌がもし「自敬表現」であるなら、次のような「歌の形」になるはずです。

　　大君我の　使はすらしき

　あるいは、大君を省略して

　　我の　使はすらしき

また、この点以外にも、この歌に使われている。

　　らしき

が「自敬表現」に伴なって現れるのが、不自然なのです。

　「らし」「らしき」は「推定」の助動詞です。

　①現在の事態について、根拠に基づいて推定する。

　　春過ぎて　夏来るらし　白たへの

　　衣千したり　天の香具山

　　　　　　　　『万葉集』巻一・二十八

　②明らかな事態を表す語に付いて、その原因・理由となる事柄を推定する。

　　わが背子が　かざしの萩に　置く露を

　　さやかに見よと　月は照るらし

　　　　　　　　『万葉集』巻十・二二二五

　　　（参照『学研全訳古語辞典』）

　このように、「らしき」を自分の行為の理由推定に　使うのは考えにくいことなのです。

　では、この歌の

　　　「大君の　使はすらしき」

の私、上城の示した解釈はどうでしょう。

　『古今和歌集』巻九　羇旅歌の左註

　　この歌は、むかしなかまろをもろこしに

　　ものならはしにつかはしたりけるに

　『徒然草』第二〇九段

　　人の田を論ずる者、訴へに負けて、

　　ねたさに　「その田を刈りて取れ」とて

　　人を遣しりるに

　　①上位者が下位者を行動させる。

　　②上位者が下位者を行かせる。

これらの用例から、私は先述したように

　「倭国、九州王朝の第一権力者」である

　「やすみしし我が大君」に対して

　「近畿天皇家たる大王」言い換えれば、

　「九州王朝の間接支配地の統率者」が

　「自分の配下の蘇我の者」を

　「新年の寿をたてまつるため」に

　遣わした。

と理解したのです。

それによって、この応答歌は、無理なく自然に読むことが出来たのです。

「やすみしし我が大君」こそ、「倭国九州王朝の天子であり朝庭」だったのです。

（三）

　『隋書』「倭国伝」当時の「多利思北孤」は「やすみしし我が大君」です。

では、「白村江の戦」の直前まで「吉野行幸」していた「やすみしし我が大君」は誰なの

でしょうか。

　実は、この疑問に対しても、古田は前掲二者において解答への道標を示していてくれた

のです。

古田の思考、論証の流れが『古代史の十字路　万葉批判』から『任申大乱』であったため、及び二冊に分割されたために、その道標が私たちに見えにくくなっていたのかもしれません。

その道標とは、『壬申大乱』で述べられた次の一部です。

　　歴史の核心をなす「問い」に入ろう。

　　それは「明日香皇子とは誰か。」という疑問だ。

　　確かに、麻氏良（布）山の山頂の神社（近年焼失。一部残存）の祭神として、「一説ながら、その名が記録されていた（『太宰管内志』）。

　　人磨作歌の「内容」は、その人の実在とその人の名を「対象」としていた。

　　それはすでに分折した通りだけれど、わたしたちの知る歴史資料の中に、果たしてその名はないか。関連する人物は全くそんざいしないか。この問題だ。

　　今までの分析によって、直ちに“想起”される人物がある。筑紫君薩夜麻（野馬）だ。

　　天智十年（六七一）十一月、唐船と共に帰来した。「捕因」ぼ生活を終えたのである。

　　持統四年（六九〇）十月、彼を奴隷生活から、己が身を売って救ったという、大伴部博麻（筑後国　上陽咩郡の軍丁）への賞美が記されている。

　　ここでも筑紫君薩夜麻の「長期捕囚生活（六六三～六七一）」及び三十年間に及ぶ博麻の「奴隷生活」の存在が記載されている。

と記し、その地点から多くの緻密な論証を積み重ね、次のように結論づけるのです。

　　このように考えてくると、やはり当初から、もっとも抱きやすかったイメージ「明日香皇子＝筑紫君薩夜麻」という命題が・合理的（リーズナブル）だったようである。

私は、古田の、この仮説に納得しました。

それは同時に、次の「命題」を私に想起させました。

　「筑紫の君の父親は、当然、筑紫の君である。」

　そうです。

「明日香皇子＝筑紫の君」であるなら

「狩の途次に不慮の死をとげた明日香皇子の父親は筑紫の君」であったのです。

もし、そうであるなら、前章に述べたように彼（死亡した大王）は「やすみしし我が大君」と歌われているはずです。

　『万葉集』を確認してみましょう。

　　　巻三．二三九番歌

　　やすみしし　我が大君　高光る日の皇子

　　の　馬並めて　み狩立たせる

　　若薦を　猟路の小野に

　　鹿こそは　い這い拝め

　　鵓こそ　い這いもとはれ

　　鹿じもの　い這い拝み

　　鵓なす　い這いもとほり

　　恐みと　仕へ奉りて

　　ひさかたの　天見るごとく

　　まそ鏡　仰ぎて見れど

　　春草の　いやめづらしき

　　我が大君かも

　　　巻三、二四〇番歌

　　　　　反歌一首

　　ひさかたの　天帰の月を　網に刺し

　　我が大君は　蓋にせり

　　　巻三、二四一番歌

　　　或本の反歌一首

　　大君は　神にしませば　真木の立つ

　　海成り聞くかも

古田が、「狩の途次に不慮の死をとげた甘木の大王」の「莾列」を歌ったものと論証した

ものです。

　この歌の主人公も、また　「やすみしし我が大君」と歌われています。

　「高光る日の皇子」とも呼ばれているように、　「やすみしし我が大君」であり　「高光る日の皇子」でもある　「あなたさまが」という意味です。

やはり、「九州王朝＝倭国」の第一権力者を指し示しています。

　『壬申大乱』の「第六章　〈別論一〉　月西渡る―人麿作家の史料批判」の項を読んでいただきたいのですが、古田は、その「学問の厳格さ」ゆえに、私のような単純な結論には至りませんでした。

　それは、『万葉集』巻一、三・四番歌の分折によるものでした。

　　　天皇、内町に遊猟する時に、

　　　中皇命、間人連老に献らしむる歌

　　やすみしし　我が大君の　朝庭

　　取りなでたまひ

　　夕庭　い寄り立たしし

　　みとらしの　梓の弓の

　　中弭の　音すなり

　　朝狩に　今立たすらし

　　暮狩に　今立たすらし

　　みとらしの　梓の弓の

　　中弭の　音すなり

　　　　反歌

　　たまきはる　内野大野に、馬並めて

　　朝踏ますらむ　草深野

　古田は、巻一・三番歌の原文

　　「八隅知之　我大王乃　朝庭」

に注目し、

　「大王―朝庭」の関係に疑問を呈しました。

中国を中心とする東アジア世界では、特殊な用語が「朝庭」だからです。

古田が述べているとおり、「天子―朝庭(朝廷)」というのが、定番であり「不可侵の根本ルール」なのです。

それゆえに、古田が、この万葉三番歌の「やすみしし我が大君の朝庭」を

　「やすみしし我が大君」を「舒明天皇」

　「朝庭」を「中皇命(九州王朝の天子)」

と理解したのも当然のことなのです。

しかし、その後、古田は『壬申大乱』において、(二)で述べたように『日本書紀』「持統紀」の持統天皇の三十一回に及ぶ「吉野行幸」は「九州王朝の天子」の「肥前吉野」への「白村江の戦」に至るまでの「軍事視察」を三十四年移動したものであると論証し、『万葉集』の人麿の「吉野讃歌」も同様に時代を移されているとしました。

　この時点で、古田は(直接的は触れてはいませんが)「やすみしし我が大君」こそ「九州王朝の天子」(「白村江の戦」以前)としたのです。

もちろん、それは『万葉集』巻一、三番歌の解釈にも変更をもたらします。

　「題詞」からすでに造作の手が入っていることが判ります。

　「歌」そのものには「舒明天皇」が登場する余地は、まったくありません。

　「中皇命」＝「九州王朝の天子」＝「やすみしし我が大君」

それを、技巧的に表現するために「あしたには」の「表記」を　「朝庭」としたのです。

　では「中皇命」は、どこの時期の「九州王朝の天子」なのでしょうか。

　『万葉集』では

　　　舒明天皇の代（巻一・三、四番歌）

　　　斉明天皇の代（巻一・十～十二番歌）

に登場しています。

特に、巻一の十～十二番歌は

　　題詞に

　　　中皇命、紀の温泉に往く時の御歌とあり、「淡路島」（歌では「野島の崎」）「紀の湯」そして最終目的地「伊勢の英虞湾」(歌では「阿胡根の浦の珠ぞ拾はむ」)と長期の海路が、「中皇命」とその后「君」との応答によって歌われています。

　古田が『古代史の十字路　万葉批判』の第七章第二節「天子の長期航海」で詳細に論じられているように「九州王朝の天子である、」中皇命と、その后の伊勢への長期航海」は、「九州王朝の史書」から『日本書記』「持統紀」六年三月条へと盗用され、年次も移動させられています。（前掲書「第十章　万葉集の深淵」を参照されたい。）

そして、本来は、先に掲げた　『万葉集』巻一・十～一二番歌の

　　　「中皇命、紀の温泉に往く時の御歌」

に伴って歌われた柿本人麻呂の　『万葉集』巻一・四〇～四二番歌

　　　「伊勢国に幸せる時に、京に留まれる柿本朝臣人麻呂が作る歌」

と題された歌群も、『万葉集』持統天皇代へと移されています。

これは、まさに「九州王朝の天子の白村江の戦い以前の肥前吉野行」を盗用した手口と相

似をなしています。

　「中皇命」は近畿天皇家で言えば、「斉明天皇」代の「九州王朝の天子」なのです。

　さて、そこで

　①「筑紫の君薩夜麻＝明日香皇子の父は、筑紫の君」である。

　②「筑紫の君は、九州王朝の第一権力者である。(「白村江の戦」以前は天子。）

　③　第一権力者は、その治世期間においては「やすみしし我が大君」と呼ばれている。それは唯一人である。

と論じてきたのですから、

　ａ「筑紫の君薩夜麻」の父は、「中皇命」である。

　ｂ「中皇命」は狩の途次に不慮の死を遂げた。

　ｃそれゆえに「筑紫の君薩夜麻」は皇子の立場のまま(明日香皇子)戦地に赴き、全軍の指揮をとった。

　ｄ「筑紫の君薩夜麻」を送り出したのは、「中皇命の后」である。

　ｅ「日本書記」の「斉明天皇」は「中皇命」を投影させた人物である。

という結論に至るしかないのです。

もちろん、ここで述べたことは、仮説中の仮説です。

　しかし、「やすみしし我が大君」という、「最高位の敬称」の使用例を考えれば、持たざるをえない仮説なのです。

　　　　　　(四)

　ここまでに述べてきたように、「白村江の戦」の直前の時期の「九州王朝の天子」が「中皇命」であり、開戦以前に「事故死」をしていると考えれば、それは、あるものに反映していなければなりません。

　そうです。年号です。

「九州年号」が改元されているはずです。

　六六一年の「白雉」から「白鳳」への改元が、それに相当するのです。

「白雉」年号改元は『日本書紀』に盗用されているとおり、「穴戸国よりの白雉献上」という「吉祥」にもとずくもので、「天子の交替」は起こっていません。

「九州年号」の改元から考えれば「中皇命」の冶世は、少くみても「常色」六四七年改元から「白鳳」六六一年改元までと言えるはずです。

　では、「白鳳」は誰の年号なのでしょうか。

「明日香皇子」を歌った『万葉集』中の人麻呂の歌では「皇子」であることが繰り返り強張されていて、「白鳳」が「筑紫の君薩夜麻」の年号であることを否定しています。

　ここで、『日本書紀』斉明二年の不可解な記事に注目しなければなりません。

　　時に、事を興すことを好みたまひ

　　すなわち水工をして渠をほらしめ

　　香山の西より石上山に至る。

　　舟二百隻をもちて、石上山の石をつみて

　　流れのままに宮の東の山に搾引き

　　石を累ねて垣とす。

　　時人謗して曰く

　　「狂心の渠。損費すこと、功夫三万余。

　　費損すこと、造垣功夫七万余。

　　宮材ただれたり。山椒埋もれたり」

　　といふ。

　　また謗りて曰く、「石の山丘を作り、

作るまにまに自づから破れなむ」

　　といふ。

　　又吉野宮を作る。

このように「斉明」を「狂人」のように扱い、「大水城」「小水城」あるいは「神護石山城」を思わせる大土木工事をした「女帝」としているのです。

『日本書紀』は対「唐」を意識して作られていますから、ここで述べられた目的は、　「唐」に対して無礼な「白村江の戦」をひき起こしたのは「狂人のような心」を持ち、「理解不能な大土木工事」をした「斉明」という「女帝」なのだと、アピールすることなのです。

　以上をふまえて推論を加えれば、「白村江開戦時」の「九州王朝」の「天子」は「女性」ではなかったのか・・・と考えることになります。それは「明日香皇子」の母であり、「中皇命」の「后」その人こそ相応しい存在です。

　「白鳳」年号は「后」その人（「斉明」も本人の名前かもしれませんが）の「中皇命」から継承した「天子」たる年号だったのです。

　「吉野行幸」は「六六一年」（「中皇命」の死亡年）以降も続いています。（持統九年以降）それは、「白鳳」年号と共に歩きだした「天子の座についた皇后」の行動だったのです。

　(『なかった　真実の歴史学』第五号の上城稿で扱った『万葉集』巻一九、四二四〇番の解釈を参照されたい。)

　以上、現在時点での私の「中皇命」に対する仮説を整理してみました。

論旨不十分なところ多々ありますが、読者諸氏の御叱正と御教示をお願い致します。また文中、先学に対しての敬称を略しました。失礼をお許し下さいますよう。

　　　　（平成二十六年六月二十二日）稿了

捕論　（一）

　近畿天皇家において、「やすみしし我が大君」と歌われる最初の天皇は「天智天皇」で

す。

　『万葉集』巻二・一五二番歌

　　天皇の大殯の時の歌二首

　　　（一五一番は省略）

　　やすみしし　我が大君の　大御舟

　　待ちか恋ふらん　志賀の唐崎

　この歌は、「白村江の戦い」敗戦後六七一～六七二年頃に作られたものです。

近畿天皇家が「九州王朝」の間接支配地であることから離れ「日本国」としての独立を志

向している時期に歌われたものです。

この頃から「倭国」と「日本国」は並立し、その双方に「やすみしし我が大君」が一名づつ存在するようになり、それは七〇一年の「大宝」年号開始時まで続くのです。

　上記に関して、二〇一二年発掘された大宰府出土の戸籍木簡に見える「進大弐」という冠位が明らかにした「倭国」と「日本国」の関係」を論じる用意がありますが、それは別の機会をもちたいと思います。

古田武彦氏が逝去されました。これまで、お電話で毎月二回ほど御教示していただいていたことが、どれほど幸福であったのかを、思い知らされる日々が続いております。

　古田先生からは、折にふれて「『万葉集』はお願いしますよ。」と言われ続けていました。

電話及びＦＡＸで質問し、お電話で教えていただくのが習慣となっていました。

時には、その電話が二時間に及ぶこともありその好意には、今でも頭を下げ感謝申しあげるほかありません。

　その「中皇命」に関する応答の中で、古田先生から「日本の生きた歴史」に載せるので、三〇枚程度にまとめてみなさいとうながされて、まとめたのが今回の原稿です。一昨年の

六月には、古田先生の御手元にお届けし「けっこうです。」とお言葉もいただいておりまし

たが、先生の御逝去で発表の機会が失われました。

　現在は、この時点より自説は進んでおりますが、いくつかの論証の不備な点に気付きつ

つも、古田先生の御机下にお届けした、そのままの形で今回発表させていただきます。

　古田先生、三〇年以上にわたる御教示、有難うございました。

2017年8月20日 (日) 古田史学

**コメント**

上城さんへ

　「中皇命」とは誰か。読ませていただきました。出版される予定で書かれた原稿なのに古田さんの死去によって宙に浮いてしまったとのこと。残念でしたね。

　古田さんの論考を下敷きにして、古田さんが学問の厳密さによって言及しなかったところまで論じた力作です。

　でも詳細に読んでみると、致命的な論証の間違いがあります。

　それは「中皇命」の年代比定の箇所。

　古田さんは万葉集３の歌によって「中皇命」を舒明期と断定しましたが、『壬申大乱』の新しい読みによってこの前著での読みは否定されたので、「中皇命」が七世紀中ごろとの説は否定された。

　そこで上城さんは、「中皇命」の伊勢行幸の際に都に残った柿本人麻呂の歌に注目した。そしてこの歌が「持統のころの歌」とされていることが、古田さんが指摘した、九州王朝の天子の白村江以前の佐賀なる吉野行幸記事が書紀持統紀に34年年次を動かして盗用したとの書紀記事盗用手口と同じだとして、柿本人麻呂の歌もまた白村江以前と断定し、ここから「中皇命」の年代も白村江以前と断定されました。

　しかしこれでは説明が付きません。

　万葉集ではこの「中皇命」の記事はあちこちに分散されて掲載されています。いろんな時代の天皇の時代の歌として盗用されています。そこには一定の法則はありません。万葉集の編集方針は、白村江以前の歌を持統のところに集めるのではなく、あちこちに分散です。

　そしてもう一つ、上城さんは古田さんの書紀持統紀吉野行幸記事が34年移されているとの論を下敷きにしていますが、この説自体が間違いです。

　詳しくはまた別の論考にしますが、古田さんは持統紀だけに31回も吉野行幸記事があること自体が不審とされて、これは白村江以前の九州王朝天皇が軍事拠点たる佐賀なる吉野に行幸した記事の盗用ではないかと仮説を立てた。そこで書紀記事を精査したところ、31回の行幸記事の中のたった一か所が、四月の行幸日の干支が持統のその年にはないということだけを根拠とされて、31回の吉野行幸記事全体が、ちょうどその干支の日が四月にあるのが660年だから、その記事が持統八年（694）年に移動されたのだから、全体が34年移動されたと論じた。

　しかし実際に31回の記事のすべてを34年遡らせてみると、あちこち日にちの干支があわないのです。全部で31回。大事なことは古田さんが四月にはその干支がないとした吉野からの帰りの記事の対になっている吉野行幸記事の干支が合わなくなってしまうのです。

　なぜ古田さんは全部の干支を調べてみなかったのでしょうか。

　書紀持統紀の31回の吉野行幸記事の中で干支が合わないのは一か所だけ。あとは全部あっている。

　そしてその個所の記事を精査してみると、吉野行幸記事の前後や間の記事では干支があうのに、吉野からの帰りの記事だけが干支があわない。そしてその前後の干支を精査してみると、おそらく最初は干支を「丁卯、天皇至自吉野宮」と書いていたのが、書写される段階で、「丁亥、天皇至自吉野宮」と書き誤ってしまったのではないか。この判断は古田さんが引用している書紀写本の中にはこれ以外の干支が書かれたものがあるとの事例で裏付けられると思います。

　古田さんの書紀持統紀吉野行幸記事は、34年前の九州王朝天皇の佐賀なる吉野行幸記事の盗用だとの説は完全な間違いです。

　したがって上城さんの論証は成り立ちません。

　ではどうやって「中皇命」の年代を比定するのか。

　これは二つ史料があります。

　一つは万葉集の「中皇命」伊勢行幸に同道しなかった柿本人麻呂が歌った歌40から44につけられた左注の中の「日本紀」に伊勢行幸は「朱鳥六年」とされた記事。

　もう一つは同じく万葉集の、吉野行幸に同道した柿本人麻呂が詠んだ36から39の歌の左注にある「日本紀」に、朱鳥三年から五年の間の吉野行幸とあること。

　これらの年代から、「中皇命」は朱鳥年間の天皇であることは明らかです。すなわち持統と同年代の人。

　なお書紀では朱鳥年号は天武15年と同じとなり一年だけですが、実際の九州年号の朱鳥と合うのは、持統一年が朱鳥元年ですので、持統の治世が朱鳥年間にあてはまります。

　詳しくは別項にて論じます。

　とりあえず論証の間違いの指摘だけ。

※詳しい再論証に時間がかかったのでコメントが遅くなりました。

投稿： 川瀬健一 | 2017年8月22日 (火) 14時22分

川瀬さん、ありがとうございます。朱鳥日本紀の年次は年代確定には使えないと思っています。それと、人麿の活躍期間の問題です。明日香皇子の帰還を喜ぶ歌がありません。人麿は白村江の後、それほど時間が経過しないうちに不慮の事故で亡くなったと思われます。人麿の歌から考えると、吉野行が34年遡上かどうかは別にしても、中皇命は白村江以前と見るのが自然だと思われます。

投稿： 川瀬さん。上城です。 | 2017年8月22日 (火) 19時52分

上城さん

　ご自分の意見を表明するときはその根拠を明確に示しましょう。

１：「朱鳥日本紀の年次は年代確定には使えない」の根拠は何でしょうか。万葉集の注にあちこちに「日本紀」が引用されていますが、「日本書紀」にはない記述が多々見られるので九州王朝の正史と思われます。古田さんが日本書紀の最初の稿本とされたこと自体が根拠のない判断だと考えます。

２：「人麿は白村江の後、それほど時間が経過しないうちに不慮の事故で亡くなったと思われます」の根拠は何か。「明日香皇子の帰還を喜ぶ歌がない」から？明日香皇子とは筑紫君薩野馬ですね。天智10年(671年)11月10日帰国。彼の帰還を喜ぶ歌が万葉集にないからと言って、この時にすでに人麻呂がいないと断定はできないと思います。近畿天皇家としてはこのような歌は採用したくないはずです。万葉集は人麻呂の歌のすべてを採用したわけではないという、当たり前のことを想起してください。都合よく使える秀歌だけを選んだはず。

　この二つしか反論を出されないということは、古田さんの書紀記事34年遡り説は成り立たないことに同意されたのかな？

投稿： 川瀬健一 | 2017年8月23日 (水) 12時24分

言葉があまりにも足りなくて申し訳ありません。「朱鳥日本紀」からの注は「万葉集」巻1、2に見られます。巻1の50番歌に注された「朱鳥日本紀」を見れば、「朱鳥日本紀」を「九州王朝史書」であるとは言えません。「第一次日本書紀」であるとみなすのが自然だと思われます。それゆえに、「中皇命」の年代確定には使えないとしたのです。人麿の「白村江陸戦の歌」を定点として、人麿の歌と、中皇命の歌、および「やすみしし我が大君」と歌われた歌を編年し、そこに九州年号の改元を加えて考えて、考察したものです。特に「三吉野の三船の山におる雲のー」と人麿が歌う時、奈良の吉野のやまの連なりの三船山では、歌のような明確な雲の在り方は不可能です。佐賀の三船山なら、孤立した山であり、分かりやすくなります。また古田先生が指摘したように吉野も佐賀の吉野の方が人麿の歌の情景に合うことも注意すべきだと思います。

投稿： 川瀬さん。上城です。 | 2017年8月24日 (木) 14時49分

上城さんへ

　万葉集第50歌の注にある「日本紀」の記事ですが、これが「日本書紀」の持統紀の記事と一致しているから、九州王朝の事績ではないと判断されたのでしょう。しかし先に私が「書紀天武・持統紀宮関係記事の精査」で示したように、この第50歌の注の記事に相当する箇所はみな主語が省略されているので私が九州王朝天皇の行動と判断した箇所です。つまり書紀の方が「日本紀」の記事を盗用しているのですよ。そしてこの時期近畿天皇家持統の傀儡と化しつつある九州王朝天皇は、彼のために作られた都藤原宮に建設途上からしばしば行幸しており、朱鳥八年、つまり持統八年12月に藤原宮に遷都したのです。

　「日本紀」は第一次日本書紀などではなく、九州王朝の史書です。したがって中皇命は朱鳥期の人物。すなわち九州王朝最後の天皇です。

　人麻呂が歌った吉野は佐賀なる吉野であることは確かですが、歌だけで編年などできません。かならずなんらかの仮定を導入して年代を推定するものであって、その仮定が間違っていれば出てきた年代も間違っています。

投稿： 川瀬健一 | 2017年8月24日 (木) 23時54分

川瀬さんのお陰で、論が進められるのは有難いことです。主語有無の捉え方の違いが、今回も出ています。「日本書紀」持統６年６月、発巳、天皇観藤原宮地。という記事があるので、7年８月。８年正月。８年１２月。は主語が省略されたと私には見えるのです。また、万葉巻1。40、41、42。伊勢国に幸せる時に京に留まれる柿本朝臣人麿が作る歌と題された42番には中皇命の旅行団に人麿の「妻(彼女)」が加わつているのが分かります。人麿の白村江陸戦の歌を基準点に置けば中皇命の長期航海旅行は白村江以前と見て不思議ではないと思われます。また、万葉2巻194番、195番を見ると、歌を盗用し、それを正当化するべく、「日本紀」からの注を着けている形が分かります。この点も、「日本紀」は「第一次日本書紀」とした理由です。

投稿： 川瀬さん。上城です。 | 2017年8月25日 (金) 13時43分

上城さんへ

　先のコメントに書かれた「人麿の「白村江陸戦の歌」を定点として、人麿の歌と、中皇命の歌、および「やすみしし我が大君」と歌われた歌を編年し、そこに九州年号の改元を加えて考えて、考察したものです。」という考察の全体像を一度お示しください。

　部分部分を出されたのでは全体像がわからないので、批判ができません。

　＞。「日本書紀」持統６年６月、発巳、天皇観藤原宮地。という記事があるので、7年８月。８年正月。８年１２月。は主語が省略されたと私には見えるのです。

　持統六年の6月の記事で一度天皇が藤原宮地を見に行ったからと言って、そこからずっと後の記事の７年8月・８年正月・８年12月の記事はみな主語を省略したとみること自体が強引な読みだと思います。前後の一連の文の中で一度天皇と明記しておいて直後は省略するのとはわけが違います。

　上城さんの解釈はなんとしても中皇命を七世紀中ごろとするための強引な読みだと思います。

　ここは持統が九州王朝の天皇・中皇命のために新たに帝都にふさわしい様相を持った藤原宮を作ろうと動いていたと考えるべきだと思います。この時すでに九州王朝は近畿天皇家の傀儡になっていたと。

投稿： 川瀬健一 | 2017年8月26日 (土) 15時07分

前回、述べたように、人麿の「妹(恋人あるいは妻)」が中皇命の伊勢行きに同行していることから、人麿は中皇命に仕えているのが、分かります。その人麿が、「やすみしし我が大君」と歌うとき、それは「中皇命」その人を指すと見るのが当然の帰結です。ですから、「万葉集」239番で歌われた「狩の途次で不慮の死を遂げたやすみしし我が大君」は「中皇命」と見なしたのです。そして、人麿が199番で歌った「白村江陸戦の歌」の一節「鹿じもも、い匍ひ伏しつつーー鶉なすい匍ひもとほり」が239番にもほぼ同じ文句で使われ、「中皇命」と相似形の悲劇が明日香皇子に起こったことが歌われています。また、一連の人麿の万葉歌を見て、明日香皇子の父は、中皇命、それゆえに、中皇命は白村江前の九州王朝の天子と見なしたのです。主語有無の論証の場合、そこから導き出したものを、確かめる方法がありませんし、万人共通の判断での主語無しにはなり得ないと思われます。論者の主観に左右されるものは、法則となり難いと思います。

投稿： 川瀬さん。上城です。 | 2017年8月27日 (日) 13時00分

上城さんへ

　詳しい説明をありがとうございました。

　おかげで上城さんの論証に一か所論理の飛躍があることがわかりました。

　そのため「中皇命」が白村江以前の天皇だとの上城さんの説は成り立たないことがわかりました。

＞①人麿の「妹(恋人あるいは妻)」が中皇命の伊勢行きに同行していることから、人麿は中皇命に仕えているのが、分かります。

※これはその通りです。

＞②その人麿が、「やすみしし我が大君」と歌うとき、それは「中皇命」その人を指すと見るのが当然の帰結です。ですから、「万葉集」239番で歌われた「狩の途次で不慮の死を遂げたやすみしし我が大君」は「中皇命」と見なしたのです。

※ここに論理の飛躍があります。人麿が、「やすみしし我が大君」と歌うとき、それは九州王朝の天皇であることは確実ですが、この天皇が「中皇命」であるとは論証できません。人麻呂が何歳まで生きたかわかりませんが、何代かの九州王朝天皇に仕えたことでしょうから、これだけでは人物の特定ができません。

＞③人麿が199番で歌った「白村江陸戦の歌」の一節「鹿じもも、い匍ひ伏しつつーー鶉なすい匍ひもとほり」が239番にもほぼ同じ文句で使われ、「中皇命」と相似形の悲劇が明日香皇子に起こったことが歌われています。また、一連の人麿の万葉歌を見て、明日香皇子の父は、中皇命、それゆえに、中皇命は白村江前の九州王朝の天子と見なしたのです。

※②の論証が成り立ちませんので、③の論証もなりたちません。

　明日香皇子の父で狩りの途中で不慮の死を遂げた天皇と「中皇命」とは別人と考えるしかないです。

　結論として、明日香皇子の父で狩りの途中の不慮の事故で亡くなった天皇の名前は不明とするしかありません。そしてのこの名不明の天皇が白村江の戦い以前の人であることは確かであり、その人の死も、そして明日香皇子の行方不明にも人麻呂は立ち会っていることは確実です。

　そして「中皇命」の年代は、その伊勢行幸が注にある「日本紀」には朱鳥年間と書かれているのですから、朱鳥年間、持統の時代と判断するしかありません。

　したがって人麻呂もまたこの時代までも生存していたということです。

　「中皇命」の伊勢行幸という大事な行事になぜ人麻呂は同行せず都に残ったのでしょうか。これはこの行幸が白村江以前だとすると理解に苦しみます。しかしこの行幸が白村江以後で、朱鳥年間であり、私が読んだように、この行幸のあと九州王朝天皇は九州の地を離れて大和に移り、やがて自身のために近畿天皇家が用意した都・藤原京へと遷るための旅であったとしたら、人麻呂が同行しなかったことも理解できます。

　なぜならこれは九州王朝天皇が近畿天皇家の傀儡となることであり、九州王朝の終焉を意味する出来事であったからです。これに同行するということは、そのまま近畿天皇家の家臣の列に加わるということを意味します。やがて九州王朝は禅譲によって近畿天皇家に吸収されるのですから。

　人麻呂は白村江以前の九州王朝の栄華も知っていた。しかし白村江の敗戦とその結果として九州王朝が近畿天皇家に吸収されていく過程も知っていた。そして新たな天皇家に使えることは彼は拒否した。

　私は以上のように考えます。

※一つ質問です。古田さんは著書「人麻呂の運命」で繰り返し、人麻呂は天武・持統期の歌人と述べていますが、これを上城さんは否定されるわけですか？

投稿： 川瀬健一 | 2017年8月28日 (月) 14時06分

とりあえず1つだけお答えします。「人麿の運命」の時、古田先生は題詞を、まだ信じていたからです。そのご認識が深まり、人麿、天武ー持統期の歌人という立場を捨てられました。

投稿： 川瀬さん。上城です。 | 2017年8月28日 (月) 22時33分

川瀬さんのご指摘の部分が、私自身、不備、あるいは、論拠不足と感じていた部分です。それは「中皇命」が「明日香皇子」の祖父の可能性有りとも考えたからです。さて、人麿の歌で、明確に天智、天武、持統期に作られたと見えるものはありません。あれば、題詞を偽造して転用する必要もなかったはずです。人麿は、20代前半は近畿に居たけれど、その当時の妻を失い、九州に移動し、中皇命の朝廷に仕え、白村江の陸戦にも参加し、敗戦後、失意とともに、妻が帰っていた石見に移動中、不慮の事故で亡くなったと思われます。しかし、確証はありません。「日本書紀」斎明紀を主語有無で読むとどうなるのか、お聞かせください。

投稿： 川瀬さん。上城です。 | 2017年8月30日 (水) 13時09分

上城さんへ

＞「日本書紀」斎明紀を主語有無で読むとどうなるのか、お聞かせください。

　何を意図されているのかをお聞かせください。私も斉明紀と天智紀を一度精査しなければいけないとは思っていましたが。特に天智紀。冒頭大和に母の喪のために帰国していた「皇太子」が戦の指揮を執る記述がおかしいと感じ、この「皇太子」こそは明日香皇子＝筑紫君薩野馬ではないかと。そして天智が遷都した近江京こそ九州王朝天子のための都だと考えたものですから。

　天智紀の前の斉明紀の近畿天皇家の動きと天智紀のそれが大きく違って見えているものですから。

＞人麿は、20代前半は近畿に居たけれど、

　というのは例の衰微した近江京を詠った歌があることを指しているのでしょうか。仲哀の二人の皇子が都して神功・応神によって滅ぼされた第一次近江京と天智の第二次近江京の盛衰をかけて詠った歌を20代のころの歌と考えたのでしょうか。古田さんがこの歌を二つの近江京の衰微を詠ったものとした解釈を捨てて、第一次近江京の衰微を詠ったものとの新解釈を建てて。

　私は逆にこの歌は、天智の近江京の衰微をも詠ったものとの古田説を支持し、だから作歌時期は壬申の乱の直後と考えました。そしてこの時に人麻呂が近江にいたのは、壬申の乱の前に天智の近江京に九州王朝天子はいたと考えました。天智の近江京もまた九州王朝天子を傀儡とするために作った都だと。そして天智死後天武の反乱で大友皇子勢力が滅び近江京も滅びた後、天武の庇護下で九州王朝天子は天武とともに大和に行幸。この時に人麻呂も行幸に供奉していたのであの歌を詠めたのだと理解していましたが。

　前にも書きましたが、歌自身にはその歌が作られた時期を示す言葉はほとんどないのが通常です。これは現代の短歌や俳句でも同じ。通例これは題辞で判断するしかありませんので、これを偽造されると、真の作歌時期を判断するのはかなり難しくなり、歌しか残されていない人麻呂の生涯を復元するのは至難の業と思います。

　だから万葉集にその歌の作歌の背景を探るために「日本書紀」や「日本紀」の記事と照らし合わせた注があるのだと思います。

　ただし注にも二種類あると思います。

　最初の古田さんが命名した「倭国万葉集」時代の原注と、これを換骨奪胎してつくった近畿王朝時代の「近畿万葉集」時代の原注と。

　私は「倭国万葉集」時代の原注が「日本紀」を使い、「近畿万葉集」時代の原注が「日本書紀」を使っていると判断しています。

　古田さんが「朱鳥日本紀」を九州王朝史書ではなく「日本書紀の最初の稿本」と判断したのは、すでに中皇命の年代を彼のために捧げられた歌の題辞から舒明のころと判断しており、中皇命の伊勢行幸を白村江以前と判断し、持統の吉野行幸記事は白村江以前の九州王朝天皇の吉野行幸を34年年代を移したものと判断していたので、その吉野行幸や伊勢行幸を朱鳥年間として持統の治世に重ねた「日本紀」は近畿天皇家の歴史書と判断したのだと思います。

　しかし中皇命にささげた歌と舒明とは何の関係もないわけだし、そして私が示したように持統の吉野行幸が34年前の九州王朝天子の吉野行幸記事の盗用との古田説も否定されれば、「日本紀」が「日本書紀第一次稿本」との古田説も否定されることになります。

　したがって中皇命と人麻呂の年代を比定するには、その注にあった朱鳥との年代とその時のことだとされた吉野行幸と伊勢行幸記事を無視することはできないと思います。

投稿： 川瀬健一 | 2017年8月30日 (水) 23時18分

斎明紀において、ほとんど主語が省略されているように見えること、そして、唐と親しげに見える事等不思議なので、意見をお聞きしたいと思いました。さて、川瀬さんのお蔭で万葉3番歌が、「中皇命」の挽歌であることに気付きました。やはり、狩の途次に不慮の事故で亡くなったのは、「中皇命」のようです。過去表現と、時間の重層と仮定。不思議と感じていたものが、挽歌と見なすと全て解決しました。

投稿： 川瀬さん。上城です。 | 2017年8月31日 (木) 14時06分

上城さんへ

１：　書紀斉明紀を精査しているところです。

　全部で67項目の文に分かれると思いますが、近畿天皇家に関わる記事はおよそ26項目ほど。つまり残り40項目ほどは、九州王朝に関わる記事だと思います。ほとんどは阿倍臣による蝦夷や肅愼平定記事と、百済に対する唐の動向、そして唐への使節派遣に関することなど、対外関係の記事です。

　したがって主語が省略された文が多いわけです。

　近畿天皇家に関わる記事の主なものは、有馬皇子謀反の件、そして皇孫建皇子の死に関わる記事、そして斉明の征西と死です。

　詳しく分析してのちほどお知らせします。

２：＞万葉3番歌が、「中皇命」の挽歌であることに気付きました。やはり、狩の途次に不慮の事故で亡くなったのは、「中皇命」のようです。過去表現と、時間の重層と仮定。不思議と感じていたものが、挽歌と見なすと全て解決しました。

　これを詳しくお教えください。

投稿： 川瀬健一 | 2017年9月 1日 (金) 00時13分

万葉集3番歌には、実景がありません。大君が、朝な夕な愛用していた弓の話があり。そして、その中ハズの音が聴こえますと歌い、今というどう時刻に朝狩に行くのかな、夕狩に行くのかなと歌うのですから。歌人の頭の中の大君の行動ですね。これを実景であるとは到底思えません。さて、斎明５年秋７月の記事にも、主語がありません。川瀬さんは、これをどう解釈されますか？

投稿： 川瀬さん。上城です。 | 2017年9月 2日 (土) 11時57分

上城さんへ

　確かに万葉集第３歌は実景が歌われていません。かつて作歌者が見た光景。ある意味これは「今頃どうしておられるだろうか」と詠っていると思われます。また、この３歌には４歌が「反歌」として続きます。「たまきはる宇智の大野に馬並めて朝踏ますらむその草深野」と。この歌は古田さんが「この内野の中の大野に馬を並べ朝の足踏みをされているであろう、その草深い野よ」と訳しておられます。

　この二つの歌からわかることは「中皇命」とはとても狩りを愛した天皇であったということであり、その意味で天皇の死後に詠った挽歌と読めないこともありません。

　ただここから直ちに、狩りの最中の不慮の死を遂げた天皇＝中皇命とはならないことは論を待ちません。この歌がいつ詠われたかはわかりませんし、権力者は皆狩りが好きですから。このような等式で結んでしまいたいとの上城さんの思いだけが先行しています。

　斎明５年秋７月の記事とは「秋七月丙子朔戊寅、遣小錦下坂合部連石布・大仙下津守連吉祥、使於唐國。仍以陸道奧蝦夷男女二人示唐天子。」のことですね。たしかにこれは主語も省略され、唐に使いを送りその際に服属してきている蝦夷をも唐の天子に見せたとあるので、九州王朝の天皇の行動と読むことも可能です。

　しかし九州王朝はすでに６３１年・貞観五年に唐との通交を絶っていることを考えると近畿天皇家の記事かとも思われ、実際には九州王朝は６４８年貞観22年に「又附新羅奉表，以通起居。」と旧唐書列伝の倭国伝にはあるので、以後は新羅の遣唐使に国書を託す形での通交なので天子に対面してというのは無理だろうと思われます。

　そしてこの記事のすぐ後に、遣唐使の一員であったと思われる「伊吉連博德書曰」という形でこの時の遣使の実際が詳細に語られ、その中に遣唐使の経路として、「以己未年七月三日發自難波三津之浦、八月十一日發自筑紫大津之浦。九月十三日行到百濟南畔之嶋、嶋名毋分明。以十四日寅時、二船相從放出大海。」と航路記事があるので、これは近畿天皇家の遣使記事だと判断できます。

　さらにこの記事の中に遣唐副使が「十一月一日朝有冬至之會」に出席した際に「韓智興傔人西漢大麻呂」によって讒言され、ためにこの時の遣使一行が韓智興らとともに唐朝に捉えられ、翌年以後の征討に備えて幽閉されるという事件が記されています。この「韓智興」は書紀にまったく出てきていない人物でもあるので、こちらこそが新羅の遣唐使に加わって唐朝を訪問した九州王朝の使節と考えるべきでしょう。

　なおこの記事の少し前の五年三月に「甲午、甘檮丘東之川上、造須彌山而饗陸奧與越蝦夷。檮此云柯之、川上此云箇播羅。」との記事があるので、この時すでに近畿天皇家は蝦夷とも独自に通交していたことがわかります。斉明紀にはしばしば阿倍臣による蝦夷征討と肅愼征討記事が出てきますが、こちらが九州王朝の記事であり、蝦夷を饗応しているのが近畿天皇家の記事であると判断できます。

　また斉明紀の冒頭の方に、「元年八月戊戌朔、河邊臣麻呂等、自大唐還。」とあるので、近畿天皇家はすでに（推古朝でも唐に通交していますので）唐との間に独自外交を展開しており、それに反して九州王朝は、三年の記事として「是歲、使々於新羅曰「欲將沙門智達・間人連御廐・依網連稚子等、付汝國使令送到大唐。」新羅、不肯聽送。由是、沙門智達等還歸。」唐に使いをおくろうとして新羅に断られて断念し、四年秋七月の記事として「是月、沙門智通・智達、奉勅、乘新羅船往大唐國、受無性衆生義於玄弉法師所。」とあるので、唐への遣使は新羅の対応次第となっていることが伺われます。

　また冒頭の方の記事で、二年の出来事として「是歲、於飛鳥岡本更定宮地。時、高麗・百濟・新羅並遣使進調、爲張紺幕於此宮地而饗焉。遂起宮室、天皇乃遷、號曰後飛鳥岡本宮。」とあります。ここも主語が省略されていますが、最後に「天皇乃遷」とあるので、近畿天皇家の斉明の動きと分かり、さらにこの宮地を定めたときに「高麗・百濟・新羅並遣使進調、爲張紺幕於此宮地而饗焉。」とあるので、斉明の近畿天皇家は、唐朝だけではなく、高麗・百済・新羅との独自に通交を行い、さらに蝦夷とも独自に通交を行っていたことがわかります。

　斉明紀を精査してみると、九州王朝が唐朝と戦う前にすでに、近畿天皇家は唐朝とも親しく交わり、周辺諸外国とも独自に通交しており、九州王朝から独立した動きをしていたことがよくわかります。

投稿： 川瀬健一 | 2017年9月 3日 (日) 00時09分

川瀬さんの「中皇命」に対する見解の依拠するところと、川瀬さんの主語有無の論証に対する私の依拠するところは同じですね。どこまで客観性が担保されるかということだと思います。斎明紀の問題、斎明の筑紫行きを疑う入り口になるのではないでしょうか？

投稿： 川瀬さん。上城です。 | 2017年9月 3日 (日) 18時09分

>斎明紀の問題、斎明の筑紫行きを疑う入り口になるのではないでしょうか？

　たしかにこれだけ自立した動きをしているのですから、なぜ唐との戦いに備えて筑紫へ軍隊を伴って移動する必要があったのかと疑いたくなります。

　しかし斉明の征西はなかったとする史料が存在しない以上、斉明は筑紫に行ったとする以外にはないと思います。

　私たちは史料にないことを想像であったことにはできないからです。これが歴史学の論証の客観性ということです。あくまでも微々たるものでも裏付けとなる史料がないことは、歴史の真実として論じることができない。想像に基づく史料解釈を史料事実として置き換えて論じてはいけないのです。

　やはり近畿天皇家は唐朝とも独自の外交を展開しているとはいえ、九州王朝に逆らってその意に反して唐と組むとは言えなかったのだと思います。それは九州王朝との戦争を覚悟するしかない。だからいやいやでも軍を筑紫に進めるしかなかった。しかし不幸中の幸いで、斉明が戦が始まる前に急死した。後継ぎであり、事実上の政権運営者であった中大兄は、これを奇貨として、母の喪に服すことを名目として全軍を大和に引き上げ、そして唐との戦いが終わるまで軍を大和にとどめたのだと思います。史料からはそう理解するしかありません。

　後世の史料でも、斉明が筑紫に行かなかったという史料があれば別ですが。

　この唐朝出現に際してこれと敵対する道を選んだ九州王朝と、これと敵対せず結ぶ道をえらぼうとした近畿天皇家。隣国中国に強大な統一帝国が生まれたときには、分裂している隣国ではかならず、こうした動きがおこるものです（朝鮮でも同様でした）。きっとこのとき日本列島でも、近畿天皇家と同じ動きをした勢力があったと思います。その一つが蝦夷の動きでしょう。なんども九州王朝に征討の軍を向けられてそれに屈服しながらも、したたかに、異なる路線を取ろうとする近畿天皇家とも結びつく。もしかしてのちの壬申の乱で活躍する大分の君もこうした勢力の一つであったのかもしれません。

　だから九州王朝が唐新羅連合軍に大敗し、総大将である皇太子までが行方不明となるや、日本列島におけるこの王朝の統合力は雲散霧消したのだと思います。

　史料からはこう読み取れます。

　同様に、中皇命が狩りの途中の事故で死んだということを示す史料なり、中皇命が白村江以前の九州王朝の天皇であると年代を示す史料がないかぎり、上城さんの考えも歴史の真実とは論証できません。可能性としてはありますが。

　今現在あるのは、これを否定する史料だけです。

投稿： 川瀬健一 | 2017年9月 3日 (日) 23時01分

川瀬さんへ

川瀬さんの９月３日付け記事「斉明紀を精査してみると、九州王朝が唐朝と戦う前にすでに、近畿天皇家は唐朝とも親しく交わり、周辺諸外国とも独自に通交しており、九州王朝から独立した動きをしていたことがよくわかります」。斉明紀の新しい解釈有難うございます。

小生出身は京都ですが子供の頃に夏の水遊びといえば近くは琵琶湖、海水浴を楽しむには若狭湾となります。若狭から近江、そして但馬地域は新羅関連の伝承が多く残っています。また太秦にある広隆寺の半跏思惟像は新羅で作られたものです。畿内と日本海は案外に近く、その窓口は山陰から若狭湾にあります。その先は新羅です。百済や唐へは関門海峡を通じてしか行けません。

考古学の分野でも、壬申の乱の舞台となった瀬田の唐橋は新羅でも同じ設計の橋跡が出土しています（小笠原好彦編『勢多唐橋』六興出版、１９９０年）。また飛鳥にある新沢千塚一二六号墳から出土したローマングラスや黄金製品は新羅経由で日本にもたらされたものです（由水常雄『ガラスの道』中公文庫、１９８７年）。新沢千塚の古墳群は写真で見る新羅の古墳とそっくりです。

これらのことから近畿天皇家は新羅との関係も深く、推古１６年の遣唐使が百済で国書を奪われた事件は新羅経由で唐との接触をはかった近畿天皇家の書類が百済に奪われたと考えています。

下記の金春秋来日の書紀記事は主語がなく川瀬さんの「主語有無の論証」による解釈では九州王朝記事となります。

☆『日本書紀』巻二五大化三年（六四七）是歳◆　・・（七色冠位十三階の記事・略）・・　新羅遣上臣大阿■金春秋等。送博士小徳高向黒麻呂。小山中中臣連押熊。來獻孔雀一隻。鸚鵡一隻。仍以春秋爲質。春秋美姿顏善談咲。

しかしこの時代、百済と新羅の関係は悪く、百済と同盟国であった倭国九州王朝に新羅の王子が長期間滞在したのでしょうか。金春秋は近畿天皇家に来たものとも考えられます。

古田先生は『「九州年号」の研究』古田史学の会編、ミネルヴァ書房、２０１２年、の冒頭「序・九州年号論－日本書紀批判」の１６頁で、安易な記事年代移動をいましめ、２８頁では、「イデオロギーの書である日本書紀を基盤として、歴史を「再構成」しようとするとき、その「再構成」それ自身が、歴史の真実に非ず、「イデオロギー史観の新作成」とならざるを得ないであろう、これに対して、私たちのなすべき道は何か。他でもない。中国史書、金石文、考古出土物に主をおきなさい、と続けられています。

日本史の再構築の原点は古田先生の指摘されたように中国史書や考古出土物そして金石文・木簡情報を主として、文献でその裏付けをとっていくという手法を取るべきで、書紀の「主語の有無」から解釈する手法は無理があるのではないでしょうか。

投稿： 大下隆司 | 2017年9月 4日 (月) 18時10分

大下さんへ

＞下記の金春秋来日の書紀記事は主語がなく川瀬さんの「主語有無の論証」による解釈では九州王朝記事となります。

☆『日本書紀』巻二五大化三年（六四七）是歳◆　・・（七色冠位十三階の記事・略）・・　新羅遣上臣大阿■金春秋等。送博士小徳高向黒麻呂。小山中中臣連押熊。來獻孔雀一隻。鸚鵡一隻。仍以春秋爲質。春秋美姿顏善談咲。

しかしこの時代、百済と新羅の関係は悪く、百済と同盟国であった倭国九州王朝に新羅の王子が長期間滞在したのでしょうか。金春秋は近畿天皇家に来たものとも考えられます。

　大下さんは「主語有無の論証」（改訂版）をお読みになっていないのでしょうか。主語が省略された文の中に九州王朝の事績が含まれている可能性が高いと訂正しました。

　この記事が近畿天皇家の記事か九州王朝の記事かはここだけでは判断不能です。書紀の前後の記事で百済・新羅との関係を調べ、さらに中国の正史で同じことを調べる必要があります。これは論を待ちません。

　大下さんがこの時期は「百済と新羅は仲が悪く」と判断した根拠となる史料はなんでしょうか。

　もう一つ。古田さんご自身が安易な書紀記事の年代移動を戒めていながら、書紀持統紀の吉野行幸記事は34年前の九州王朝天皇の佐賀なる吉野行幸記事を盗用したとしたことをどうお考えでしょうか。

　まだ詳細は示していませんが、先のコメントの中で、34年動かすとかえって干支の合わない日が半数以上を占めてしまうことと、古田さんが干支が合わないとした日の干支は、写本が作られていく過程での誤写ではないかということを理由に、古田説は間違いであると私は判断しています。

　この私の判断に対する大下さんのご見解をお聞かせください。

　私が古田さんとは異なる判断をしていても、それを無視して、古田さんの言説をそのまま投げかけてくるのは、古田説を無視した古代史学界と同じ態度です。

投稿： 川瀬健一 | 2017年9月 5日 (火) 12時45分

「日本書記」における記事の年代について、大宰府出土戸籍木簡の問題があります。島評の文字と「日本書記」では天武14年に制定されたとされる官位進大弍が同時に表記されています。天武の官位が評と共にあり、大宰府から出土したことから考えられることは、この官位も九州王朝が制定したものであり、近畿でも使用されていることを考えると、実際は白村江以前に制定されたのではないのかと疑はれます。これは、戸籍の歴史の見直しにも関連するものと思います。「日本書記」の記事の

年代は難解です。

投稿： 川瀬さん。上城です。 | 2017年9月 6日 (水) 14時26分

川瀬さんへ

９月５日付けの川瀬さんのコメントに対し下記回答します。

＜「主語有無の論証」（改訂版）＞

ご指摘のように確かに小生がしっかりと川瀬さんの改訂の意味を捉えていませんでした。お詫びします。具体的事例を提示していただきよく理解できました。

＜金春秋来日記事＞

この記事の出ている大化三（６４７）年の前後の朝鮮半島の状況は『三国史記』新羅本紀を参考にしました。６４７年の新羅は善徳王が死に真徳王に変わった時です。善徳王の時は内乱が起こり新羅は弱体化し、６４７年前後は百済が攻め込み新羅は必死の防戦に努めていることが記されています。

＜古田説について＞

古田先生の説批判について下記に分けて考えています。

① 考古史料など古田説の前提条件が変わってきた場合。

先生が説を発表されてから数十年たち、前提とされた考古史料の解釈が変わってきています。その場合は先生の説を変更します。例えば、「副都説論争」で指摘した古代大阪湾の新しい地図が出されたことで、古田先生の「南方の論証」が成立しなくなりました。また鬼界カルデラ噴火時期は三方五湖の「年縞」の炭素年代世界標準値が採用されて、７３００年前に変更されました。これも古田説の「火山の爆発により命からがら海に逃がれた縄文人が太平洋を渡った」という仮説を変える必要があると考えています。小生は縄文人が組織的に海外への展開をはかりその一部が南米へ行ったと考えています。

② 古田先生の記紀記事の解釈

古田先生は記紀記事の解釈を時々変更されています。これらについて、おかしいとは思っても確証するものは何もないので、はっきりするまで先生の意見を尊重したいと思っています。

川瀬さんご指摘の持統の吉野行幸記事は、その根拠は干支だけで、写本時の間違いや、たとえその干支だけで３４年遡上してよいのか、３４年ときめつけずそれ以外の年代のズレでも問題はないのではないか疑問をもっていました。しかし持統が吉野へ行っていたとしても何故いったのか説明はつきません。

また先生は白村江戦に備え佐賀の吉野に九州王朝の軍事基地があったとされていますが、根拠がはっきりしていません。

壬申の乱の舞台が奈良の吉野か佐賀の吉野か、大きな問題を抱えています。

但し、これらについては、出来る限り確証を捉えてから発言をしたいと思っていました。

③ 古田説をそのまま投げかける？

小生は「古田先生の学問の方法」については正しいと考えていますので、そのまま投げかけます。

しかし古田先生が出された説を、先行学説として取り上げたことはありますが、先生がいっているから正しいと、そのまま投げかけたことはないと思っています。

投稿： 大下隆司 | 2017年9月 6日 (水) 18時46分

肥沼さんへ

　私のサイトに「●書紀持統紀の吉野行幸記事の真実」という論考を載せました。

　この論考の題名と「はじめに」の部分を別スレッドにしていただき、そこにこの論考へのリンクを貼っていただけるとありがたいです。お願いします。

大下さん・上城さんへ

　上記のように、書紀持統紀の吉野行幸記事の真実という形で、古田説の誤りを指摘し、この記事の真実の形を明らかにしてみました。是非お読みください。

投稿： 川瀬健一 | 2017年9月 6日 (水) 23時04分

肥沼さんへ・追伸

　私のサイトにもう一つ、「●中皇命の伊勢行幸記事の書紀持統紀への盗用について」を載せました。

　先の論考とおなじく、論考の題名と「はじめに」とを別スレッドにしていただき、そこにpdfファイルへのリンクを貼っていただけるとありがたいです。

上城さん・大下さんへ

　続いてもう一つサイトに載せました。二つで一つのような論考ですが。近いうちにあと二つ掲載する予定です。一つは、小野毛人墓誌を史料に飛鳥浄御原宮の年代について、ともう一つは、書紀斉明紀の精査、です。

投稿： 川瀬健一 | 2017年9月 7日 (木) 00時23分

上城さんへ

＞「日本書記」における記事の年代について、大宰府出土戸籍木簡の問題があります。島評の文字と「日本書記」では天武14年に制定されたとされる官位進大弍が同時に表記されています。天武の官位が評と共にあり、大宰府から出土したことから考えられることは、この官位も九州王朝が制定したものであり、近畿でも使用されていることを考えると、実際は白村江以前に制定されたのではないのかと疑はれます。

　この太宰府木簡によって天武が定めたように書紀に書かれた冠位制度が、九州王朝によって定められたものであることが明らかになったのは確かです。ではその年代です。

　ここは私の「主語有無の論証（改訂版）」を使って書紀天武紀を精査してみればわかると思います。これについてはのちほど。

　別件ですが、書紀天智紀の天智三年冒頭に定められた冠位。これは九州王朝の制度であることは確実です。理由は、天智が即位せず、この記事では「皇太子」となっているのに「天皇」が「皇太弟」に命じて定めたとなっていること。そしてここで定められた冠位がすでに白村江の戦いに派遣された九州王朝将軍の官位として出ているからです。

　新冠位が定められたのは天智二年。白村江の戦いの直前。主体はこの当時の九州王朝天皇とその弟。

　日本書紀記事をきちんと分析すると記事の本来の年次が出てくる場合があります。

投稿： 川瀬健一 | 2017年9月 7日 (木) 12時42分

大下さんへ

>古代大阪湾の新しい地図が出されたことで、古田先生の「南方の論証」が成立しなくなりました。

とのことですが、成立しなくなった論拠をお教えいただけないでしょうか？　ちょっと気になったものですから。

私は「南方」というのが「南潟」のような地形を表す地名であるのなら、時代によって移動していくものだと考えていました。

神武が敗走時に通った「南方」は潟のようなところではなく海だったはずだと思うので、「南方」が潟だとしたらそれは後世の名称であって、「神武が通ったのは今でいう南方のあたりですよ」という意味だと捉えていました。

そして、誰が「南方」と呼んでいたのか、といえば、これは大下さんが常々重要視されている

「五世紀の神崎川流域」（蛍池遺跡）

「七世紀の港湾施設群」（上津島遺跡・豊中、五反島遺跡・吹田）

などの利用者たちだと考えて間違いないように思うのです。

そして、（もし五世紀にすでに南方という地名が存在したとしたら）五世紀の蛍池遺跡の倉庫群の利用者たちが呼んでいた「南方」と、七世紀の上津島遺跡・五反島遺跡の港湾施設の利用者たちが呼んでいた「南方」は、ずれた位置になるはずだ、と。

このように考えていたので、古田さんの「南方の論証」が成立しなくなった理由をぜひ知りたいと思います。

ちなみに、「長柄」という地名も、もし地形をあらわす名称であるのなら、同じく時代とともに移動するものと考えます。もちろん川筋など短期間で急激な移動があったとしたらその地名はその地に取り残されるか消滅するかも知れませんが、ゆるやかな川筋の移動であるなら、地名もまた移動していくのではないかと思います。

現在、大阪市北区に架かっている「長柄橋」ですが、古代でも長柄橋は幻の名橋だったそうです。長柄橋が登場する確かな資料は日本後紀の嵯峨天皇の時代で、これについては定まった説はないものの、東三国から吹田にかけて点在した島々をつないでいたのではないかと言われているようです。

また資料としては確かなものとは到底言いがたいのですが、東淀川の大願寺の縁起によれば推古天皇の時代に長柄橋のそばに橋本寺を建立したという言い伝えがあり、長柄橋の橋柱を用いてつくった地蔵尊や橋柱の残木等を寺宝としているそうです。

また古代の長柄橋は豊里付近説もあるそうで、ここだと神崎川の向こう側はもう味生ですね（笑）

いずれにせよ、「長柄橋」は島々をつないでいた橋、というのは伝説だとしてもとても興味がある話だと思います。

私は今も孝徳の難波長柄豊崎宮は淀川・神崎川流域の難波だと考えてます（難波は海の名称だと考えます）。

そしてこの地の倉庫群・港湾施設を軍事的に防衛する軍隊が常駐していたことでしょう。各港湾施設に水軍が常駐していたのは当然のことでしょうが、もちろん陸軍も存在していたことでしょう。この流域の複数の倉庫群・港湾施設を防衛するのに島々をつなぐ橋が必要であったこと、言うまでもないことだと思います。なにしろ、想定される進入路（河川の河口）はいくつもあるわけなのですから、敵の侵入に対しすばやく陸上の軍隊を移動させるのに島々をつなぐ橋はどうしても必要だったはずだからです。

「難波長柄豊崎宮」はそれら倉庫群の防衛拠点のひとつではないでしょうか。

以上が私の考えですが、どうでしょうか。（とりあえず急ぎまとめたので不十分な文章お許しください）

投稿： 佐藤浩史（ツォータン） | 2017年9月 8日 (金) 00時12分

佐藤さんへ

９月８日付けの小生へのご質問に対して下記回答します。

＜南方の論理＞

「南方の論理」とは、神武東征軍が長髄彦との生駒での戦いに敗れた時、河内湖からの脱出経路について、古田先生は河内湖北方水路からの説をとられ、南方説をとる論者への説明に先生が使われた言葉です。当時の大阪市大の市原氏らが作った古代大阪湾の古地理図では、河内湖から大阪湾への水路は河内湖の北西側、今のＪＲ大阪駅あたりに開かれていました。このため古田先生はその近くにある、現在の地下鉄の駅名になっている「西中島南方」という地名を昔は「南潟」と呼ばれていたとされ、これを「南方の論理」と名付けられたものです。

ところが、新しい大阪湾の古地理図では河内湖の大阪湾への水路は従来仁徳が作ったとされていた「難波の堀江」のところにあり、河内湖から北方への水路はなくなり、ＪＲ大阪駅のところはすでに淀川が来ていました。先生の論証の前提条件が変わったので「南方の論理」は訂正する必要があると考えているものです。

もちろん神武軍が淀川下流のデルタ地域から脱出した可能性もあります。しかし成立した論証の前提条件が変わった場合は、別の論証が必要になると考えています。詳しくは古田史学会報１０７号の拙論「古代大阪湾の新しい地図」を参照下さい。新古代学の扉に掲載されています。

神武脱出経路について小生は今のところ、原文通り素直に読んで、河内湖の南の方を茅渟の海へ脱出し和歌山の方へ向かったと思っています。

＜神崎川の難波＞

近世に本願寺が拠点を築き秀吉が大坂城下を整備、淀川の治水を行うまで、西国から京へ行く街道は西国街道、水運は神崎川が使われていました。吹田から豊中にかけての神崎川岸からは古代港湾の遺構も出土しています。川瀬さんから文献上の史料根拠が薄弱との指摘を受けていますが、古代の摂津の港町とされている難波津はこの地域にあったと考えています。

ただし日本書紀に記されている「難波長柄豊崎宮」は宮都であり単なる港町ではないので、古田先生が指摘された博多湾岸にあったと考えています。

また、古田史学の会の古賀さんが宮址地とされている淀川南岸の豊崎神社のところは、七世紀時点では淀川の氾濫地域で、宮都が存在しえないことが、大阪市文化財協会から発表されています。小生の投稿「2017年6月23日「副都説への疑問」（三）最新の古地理図情報」を参照下さい。

投稿： 大下隆司 | 2017年9月 8日 (金) 17時30分